

○内閣府令第五号

道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第十九号）の施行に伴い、並びに道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第百六条、第百七条の六、第百八条の二第一項、第百八条の三の四及び第百八条の三の五並びに道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第五十二条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）及び第三項（同令第五十二条の二第二項において準用する場合を含む。）並びに第五十二条の二第一項の規定に基づき、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十七年一月二十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十八条の四の三」を「第三十八条の四の五」に、「第三十八条の四の四」を「第三十八条の四の六」に改める。

第十八条第一項第一号中「海外旅行、災害又は」を削り、同条第二項第一号中「第三十八条第十五項」を「第三十八条第十六項」に改める。

第十八条の二第一項及び第二十九条第四項第一号中「第三十八条第十五項」を「第三十八条第十六項」に改める。

| | |
|---|---|
| <p>法第一百一条第六項又は 第一百一条の二第四項の 規定により免許証の更 新をしたとき。</p> | <p>一 免許証の更新を受けた者の生年月日 及び性別 二 免許証の交付年月日及び免許証番号 三 法第一百一条の二第四項の規定により</p> |
|---|---|

法第
百
規
定
新
を

第三十一条の三の表中

| |
|-----------------------------|
| |
| 四 第十八条第一項第二号に該当する者にあつては、その旨 |

免許証の更新を受けた者にあつては、同条第三項の規定による適性検査を受けた日

を

法第
定に
き。

百一条第六項又は
一条の二第四項の

一 免許証の更新を受けた者の生年月日
及び性別

| | |
|------------------------------|--|
| <p>により免許証の更 したとき。</p> | <p>二 免許証の交付年月日及び免許証番号</p> <p>三 法第一百一条の二第四項の規定により 免許証の更新を受けた者にあつては、 同条第三項の規定による適性検査を受 けた日</p> <p>四 第十八条第一項第二号に該当する者 にあつては、その旨</p> |
| <p>百二条第六項の規 よる通知をしたと</p> | <p>一 通知を受けた者の本籍又は国籍等、 氏名、生年月日及び性別（免許を受け たことがある者にあつては、生年月日 及び性別）</p> <p>二 免許を現に受けている者にあつては 、免許証番号</p> |

に改める。

| |
|--|
| <p>三 免許を受けていたことがある者にあつては、その者が当該通知を受けた日 前の直近に受けていた免許に係る免許 証番号</p> <p>四 通知をした年月日</p> |
|--|

第三十七条の六の見出し中「運転禁止処分」を「運転禁止処分等」に改め、同条中「次に掲げるもの」を「次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める事項」に改め、同条各号を削り、同条に次の表を加える。

| 報告する場合 | 事項 |
|------------------------------------|--|
| <p>法第七百七条の四第一項後段の規定による通知をしたとき。</p> | <p>一 通知を受けた者の本籍又は国籍等、氏名、生年月日及び性別</p> <p>二 通知をした年月日</p> |
| <p>法第七百七条の五第一項若しくは第二項若し</p> | <p>一 処分を受けた者の本籍又は国籍等、氏名、生年月日</p> |

くは同条第九項において準用する法第百三条第四項の規定により自動車等の運転を禁止し、若しくは法第百七条の五第三項において準用する法第百三条第十項の規定により期間を短縮したとき、又は警察署長が法第百七条の五第十項において準用する法第百三条の二第一項の規定により自動車等の運転を禁止したとき。

及び性別

二 処分に係る附属書九の国際運転免許証、附属書十の国際運転免許証又は外国運転免許証の別、番号、発給年月日、発給地及び発給機関

三 処分に係る国際運転免許証等で運転することができ
る自動車等の種類

四 処分の理由

五 処分の期日及び処分に係る期間

第三十八条第一項中「第十四項」を「第十五項」に改め、同条第六項中「第十五項」を「第十六項」に改め、同条第九項中「第十四項」を「第十五項」に改め、同条中第十五項を第十六項とし、第十四項を第十五項とし、第十三項の次に次の一項を加える。

14 法第百八条の二第一項第十四号に掲げる講習（以下「自転車運転者講習」という。）は、次に定めるところにより行うものとする。

一 運転者としての資質の向上に関する事、自転車の運転について必要な適性並びに道路交通の現状及び交通事故の実態その他の自転車の運転について必要な知識について行うこと。

二 あらかじめ講習計画を作成し、これに基づいて行い、かつ、その方法は、教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。

三 自転車の運転について必要な適性に関する調査に基づく個別的指導を含むものであること。

四 講習時間は、三時間とすること。

第三十八条の四の四を第三十八条の四の六とし、第八章中第三十八条の四の三の次に次の二条を加える。

(自転車運転者講習の受講命令の方法)

第三十八条の四の四 法第百八条の三の四の規定による命令は、別記様式第二十二の十一の三の命令書を交付して行うものとする。

(自転車運転者講習の受講命令等についての報告事項)

第三十八条の四の五 法第百八条の三の五の内閣府令で定める事項は、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める事項とする。

| 報告する場合 | 事項 |
|--------------------------------|--|
| <p>法第百八条の三の四の規定による命令をしたとき。</p> | <p>一 命令を受けた者の本籍又は国籍等、住所、氏名、生年月日及び性別</p> <p>二 命令の理由</p> <p>三 命令をした年月日</p> <p>四 命令に係る期間</p> |
| <p>自転車運転者講習を受けたとき。</p> | <p>一 危険行為（法第百八条の三の四に規定する危険行為をいう。以下この表において同じ。）をしたとき。</p> <p>二 危険行為の種別</p> <p>三 危険行為をした地の都道府県名及び危険行為をした年月日</p> <p>一 自転車運転者講習を受けた者の本籍又は国籍等、住所、氏名、生年月日及び性別</p> |

別記様式第二十二の十一の二の次に次の様式を加える。

二 自転車運転者講習を受けた年月日

自転車運転者講習受講命令書

年 月 日

殿

公安委員会 印

道路交通法第108条の3の4の規定により、下記の期間内に自転車運転者講習を受けるべきことを命令する。

| | | |
|------------------|-----------------|---------|
| 命 令 を 受 け る 者 | 住 所 | |
| | 氏 名 | 年 月 日 生 |
| 期 間 | 年 月 日から 年 月 日まで | |
| 命 令 の 理 由 | | |
| 備 考 | | |

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第二十八中「あて先」を「宛先」に改め、同様式の備考8中「別紙第2号書式」を「別紙第4号書式」に改め、同様式の備考8を同様式の備考9とし、同様式の備考7の次に次のように加える。

8 日本工業規格X 0012（情報処理用語（データ媒体、記憶装置及び関連装置））に規定する非衝撃式印字装置により印字するときは、1及び2にかかわらず、左から納付書・領収証書、領収控及び領収済通知書の順に連続して接続した各片に共通する事項を印字する方法によることができる。この場合には、7にかかわらず、3片を連続して接続した用紙の大きさは、おおむね縦11センチメートル、横23センチメートルとする。

附 則

（施行期日）

1 この府令は、道路交通法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十三号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十七年六月一日）から施行する。

（経過措置）

2 納付書の様式については、改正後の道路交通法施行規則別記様式第二十八の様式にかかわらず、当分の

間、なお従前の例によることができる。